

(3) いじめへの対応、対策委員会、不登校への対応

いじめ発生時アクションプラン

事 実(いじめ)の発生

< 対 応 >

<担当者>

1	報 告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直ちに報告する 担任(発見者)→生徒指導主事→教頭→校長 ・ いじめられた生徒, いじめた生徒, はやしたてたり傍観したりしている生徒の名前, 学年, 人数等 ・ 時間, 場所, 様子等メモを取る ・ うわさや訴えを聞いたり, 発見したりした時の処置 ※ どんなうわさや訴えでも聞き逃さない 	発見者
2	組織的な 取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長を中心として「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開催し, 生徒指導組織を機能させる。 	校 長 教 頭
3	正確な 事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめられた生徒, いじめた生徒からの事実の背景とその経過について把握する。 ・ いつ, どこで, だれが, だれを, なぜ, どうしたのかをはっきりさせる。 ○ 必要な生徒の話聞き, 矛盾がないかに気を付ける。 ○ 事実確認の段階で, <u>良い悪いの安易な判断をしない。</u> 	生徒指導主事 学級担任
4	指導の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員がいじめの事実を知り, 指導方法を確認する。 ○ 学校, 学級担任として, それぞれが果たす役割分担を明確にし, 連携して指導する。 	生徒指導主事 全職員
5	保護者への 連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○ 双方の保護者にいじめの事実を説明し, いじめが発生したことについて遺憾の意の表明と, 学校が中心となって指導することを伝える。 ○ いじめに対する学校の指導方針をはっきり伝え, 信頼と協力関係を得る。 	校 長 教 頭

いじめ・不登校対策委員会について

西岳中学校生徒指導保健部

1 目 的

生徒の日常的な動きを全職員で理解することにより、いじめや不登校の予兆を発見し、それらの防止に努める。

- 生徒指導上留意すべき事項や各学級の取り組みを共通理解する事により、全職員で連携のとれた指導ができるようにする。
- いじめ・不登校及び生徒指導上の諸問題についての対応策を協議し、共通した指導や対応がなされるようにする。

2 会の運営について

月に1回(最終水曜日)、職員研修の中で開催する。参加者は全職員とする。

3 会の進め方

(1) 各係からの報告

〔学級担任〕

今月の遅刻, 早退, 欠席者名およびその理由

学級全体の動き(様子, 力を入れて指導している事柄等)

気になる事項

〔保健室〕

保健室利用状況

気になる事項

〔部活動顧問〕

活動の様子

気になる事項

〔生徒指導部より〕

いじめ・体罰に関するアンケートの結果

気になる事項

(2) その他

- * 家庭訪問, 教育相談等で気になったこと等についても共通理解する。

不登校(長期欠席者)に対するアクションプラン

段階	内 容	いつ	どこで	だれが	アクション
1	欠席の連絡があった場合(保護者から)	朝の会終了後 速やかに	職員室	学級担任 教頭	欠席生徒氏名・欠席理由を確認する。
2	欠席の連絡があった場合(生徒から)	朝の会終了後 空き時間 速やかに	職員室 事務室	学級担任	保護者に確認の電話をする(家庭・職場)。不在の場合は、夕方か夜に確認の電話をする。確認後、適切な処置を取る。
3	欠席の連絡がない場合	朝の会終了後 速やかに	職員室 事務室	学級担任 副担任	保護者に確認の電話をする(家庭・職場)。確認後、欠席の場合は連絡するようお願いする等、適切な処置を取る。
4	欠席の連絡があり、理由もはっきりしているが、 2日以上連続した場合 や気になる場合	朝の会終了後 空き時間 ~~~~~ 夕方	職員室 事務室 ~~~~~ 家 庭	学級担任	家庭に電話して、保護者から様子を聞き、確認する。 ~~~~~ 様子を確認するため、家庭訪問する。
5	欠席の連絡がなく、理由が はっきりしない場合	朝の会終了後 空き時間・夕方	家 庭	学級担任 生徒指導主事	家庭訪問して、現在の様子を確認する。家庭訪問後、生徒指導主事・学年主任との話し合いで、今後の指導について確認する。
6	7日以上連絡で欠席した場合(理由がはっきりしない場合)	保護者の都合のいい時間	会議室 家 庭	学級担任 生徒指導主事 校長・教頭	教師と保護者、生徒の三者で相談する。 【相談内容】 ☆ 状況把握・対策・家庭や学校での今後の生活指導
7	明らかに、 精神的な理由 で、欠席が続いた場合	生徒が 落ち着いた 状態の時 ~~~~~ 関係諸機関	家庭 学校 ~~~~~	学級担任 生徒指導主事 (養護教諭) ~~~~~ 学級担任、生徒指導主事、学級担任、保護者	理由等について、カウンセリングする。その後、対策を協議し、共通理解を図り、組織的に対応する。 ~~~~~ 病院の医師、児童相談所の専門職員、研修センターの相談担当など、専門の関係諸機関に向いて専門的な指導や援助を受ける。
8	明らかに 愈学 で、欠席が続いた場合	保護者の都合のいい時間	校長室 家 庭	学級担任 生徒指導主事 校長・教頭	教師と保護者、生徒の三者で相談する。 【相談内容】 ☆ 状況把握・対策・家庭や学校での今後の生活指導

《家庭訪問・教育相談をする場合の留意事項》

- 事前に都合を確かめておくこと。
- 指導経過を整理し、目的や話す内容を明確にしておく。
- 生徒や家庭を批判したり、評価したりしない。
- 事情説明から始めても、最後は保護者の方から話をさせ、今後の対策について理解し、協力してもらえる方向にもっていく。